

目標V だれもが安心して暮らせるまちづくり

家族構成やライフスタイルの変化などにより、ひとり親家庭や単身・高齢世帯が増加しており、また、経済の低迷に伴う雇用・就業環境の悪化によって貧困など生活上の困難にある家庭や地域から孤立する人々が増えるなど社会問題化しています。また、若年層・高齢層単身世帯における女性は経済的困難に、男性は地域で孤立するなど、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。だれもが安心して暮らせるまちづくりのためには、男女共同参画の視点が重要であり、貧困や地域生活における人間関係など、生活上の困難に置かれた人たちへの支援の充実を図ります。

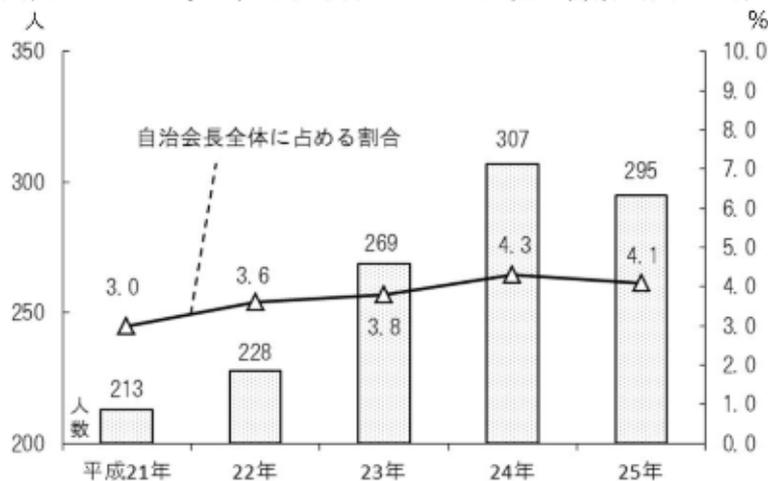
また、障害があること、外国人であることに加え、女性であることで複合的にさらに困難な状況に置かれている人たちへの支援の充実も図ります。

さらに、だれもが安心して暮らせるまちづくりに向けて地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、身近な地域で男女共同参画を推進する必要があります。特に、東日本大震災に際しては、被災者支援、避難所運営等で男女共同参画の視点の重要性が改めて認識されたところであり、災害に備えのあるまちづくりに向けて男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害対策の強化を図ります。

〔参考〕《きわめて少ない女性自治会長》

地域活動への参加状況については多くの項目で女性の参加の方が多く、自治会・町内会も例外ではありません。しかし、下図のように女性の自治会長は人数・割合ともにおおむね増加傾向にはあるものの、平成25年で自治会長全体の4.1%を占めているに過ぎず、参加は女性の方が多いのにもかかわらず“長”には男性が就く傾向にあるという課題がうかがえます。

図表3-5 埼玉県内市町村における女性の自治会長の人数・割合



※各年4月1日現在

資料：埼玉県男女共同参画課

施策の方向 1

親子等が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の親子などが、安定し自立した生活をするができるよう支援を充実させます。また、若年層に対し、就業支援など自立への支援を充実させます。

基本的施策①

ひとり親家庭・若年層等への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
94 IVに再掲	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭の父母等の就業や自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談などを行います。 数値目標 「ひとり親家庭等自立支援プログラム策定人数」 ・16人（24年度末）→50人（30年度末）	子育て支援課
125 IVに再掲	若年者就業支援事業	就職支援セミナー、キャリア・コンサルティング*、就業体験等事業、民間就職情報サイト活用による就職支援等を実施します。また、困難な状況を抱えた若年者の職業的自立を促進するため、「地域若者サポートステーション」事業と連携した支援を実施します。	労働政策課
129 Vに再掲	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く）をするための経費の補助を行います。	高齢福祉課
		肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	障害福祉課
		市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人などに対する優遇措置を行います。	住宅課
新規 130	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、対象者に対して医療費の一部を助成します。	年金医療課

<p>新規 127 Ⅳに 再掲</p>	<p>さいたま市子ども・若者支援ネットワーク</p>	<p>社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するため、関連機関との連携を図り横断的な支援体制を構築します。</p>	<p>青少年育成課</p>
<p>新規 128 Ⅳに 再掲</p>	<p>さいたま市若者自立支援ルーム</p>	<p>社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。</p>	<p>青少年育成課</p>

施策の方向 2

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が、その意欲や能力を生かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実させます。また、障害のある人や外国人の生活安定と自立のための支援を充実させます。

基本的施策②

高齢者の社会参加の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
131	生きがい活動事業の充実	<p>高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的として、高齢者学級などの事業を実施します。介護予防事業と連携して、「生きがい健康づくり教室（高齢者学級）」・「シニア健康体操教室（高齢者健康体操教室）」を公民館で実施します。</p> <p>数値目標 「講座の延べ参加者数」（30年度末までの平均） ・58,156人（24年度）→60,000人（30年度末）</p>	生涯学習総合センター・公民館
132	生きがい活動事業の充実（アクティブチケット交付事業）	<p>高齢者の社会貢献意欲を引き出し社会活動に繋げるとともに、外出支援を図るため、公共施設などを無料又は割引料金で利用できるチケットを交付します。</p> <p>数値目標 「チケット利用枚数20,000枚／年度」 ・4,388枚（24年度）→20,000枚（29年度末）</p>	高齢福祉課
133	シルバーバンクの充実	<p>高齢者を対象としたボランティア人材バンクで、ボランティア活動を望む市民と人材を求めている施設や団体とのコーディネートを行います。また、活動を始める方向けの研修会を開催します。</p> <p>数値目標 「マッチング成功数」 ・609件（24年度）→700件（29年度）</p>	高齢福祉課
134	生活機能評価と介護予防教室の開催	<p>65歳以上の市民を対象に生活機能評価を行い、地域包括支援センター*を中心に必要な方には介護予防教室への参加を促進します。</p> <p>数値目標 「介護予防（二次予防）参加者数」 ・1,392人（24年度）→1,800人（29年度）</p>	高齢福祉課

135	緊急通報・相談等事業の推進	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機を貸与し、利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報または相談ができるような体制をとります。希望者には電話による安否確認を行います。	高齢福祉課
136	中・高年者の就職支援の充実	就職に関する様々な相談などに対応するキャリア・コンサルティング*を実施するとともに、埼玉労働局と共催で「就職支援セミナー」を開催します。	労働政策課
137	シルバー人材センターの充実	就業する意欲と能力のある高齢者に対し、就業の機会を提供する「(公社)さいたま市シルバー人材センター」の充実に向けた支援を行います。 数値目標 「会員数」 ・4,953人(24年度末) → 6,000人(29年度末)	高齢福祉課
129 Vに 再掲	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善(居宅の老朽化に伴う補修などを除く)をするための経費の補助を行います。	高齢福祉課
		市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人などに対する優遇措置を行います。	住宅課
138	公的年金に関する情報提供	各区役所において、公的年金に関する相談業務を実施します。また、市報・ホームページなどを活用し、公的年金に関する情報を広く提供します。	年金医療課

基本的施策②

障害者支援の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
139	障害者の就職相談の充実	障害のある人を対象に就労に係る相談を受け、企業内実習やジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣など必要に応じた就労支援を行います。障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労促進を図ります。	障害者総合支援センター
140	障害福祉サービス事業所などの充実	在宅及び特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、介護給付事業などの障害福祉サービス事業所の整備を行います。	障害福祉課
129 Vに 再掲	居住環境の整備	肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	障害福祉課
		市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人などに対する優遇措置を行います。	住宅課

基本的施策③

外国人のための情報提供の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
141	外国人のための生活情報の提供	さいたま市外国語マップ（英語、中国語）及びガイドブック（生活便利帳）を作成・配布します。	国際課
142	市報・情報誌による情報提供	市報に英文記事を掲載し、多言語による生活情報誌「ぶらら」を発行します。 （「(公社)さいたま観光国際協会」により、年4回発行。言語は、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語。）	国際課
143	通訳・翻訳ボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面での必要性に応じて派遣します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課

基本的施策④

外国人のための生活支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
144	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスをを行います。 (言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語。)	市民総務課
		外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課
145	日本語学習の支援	外国人市民のための日本語教室を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課
		外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出を行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	生涯学習総合センター・公民館
146	外国人留学生への支援	さいたま市に対する理解を深めるため、留学生などの外国人市民に向けた書道などの日本文化体験を通じて、地域住民との交流の機会を提供します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課

施策の方向 3

地域における男女共同参画の推進

重点事項 4

地域活動における男女共同参画の推進のため、NPOなど地域団体を支援します。子育てや介護支援のネットワークづくりを促進し、地域での支え合いによる子育てや介護の充実を図ります。また、災害対策・防災活動などに男女それぞれの視点が反映されるよう、関連分野における男女共同参画を推進します。

基本的施策①

重点事項 4

地域活動における男女共同参画の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
147 IXに再掲	団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けた支援の充実を図るとともに、男女共同参画推進センターでの活動を支援します。	男女共同参画課
30 II・III・IXに再掲	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 数値目標 「協議会の新規加盟団体数」 ・10 団体（30 年度末）	男女共同参画課
148 IXに再掲	NPO・ボランティア等の活動への参加促進	NPO・ボランティア団体などと連携した講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
		市民活動サポートセンターにおいて、市民活動団体やこれから市民活動を行おうとしている市民に対し、活動や交流の場及び学習の機会の提供や各種情報の発信等を行うことにより、市民活動の支援を行います。 数値目標 「市民活動サポートセンター利用登録団体数」 ・1,471 団体（24 年度末）→ 1,971 団体（29 年度末）	コミュニティ推進課 市民活動支援室
149	ボランティア体験講座の開催	市内のボランティア団体や福祉施設などと協働した各種講座を開催します。また、ボランティア体験事業や地域・学校などにおける福祉教育への支援を行います。	福祉総務課

新規 150	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。	男女共同参画課
新規 151	地域活動団体への女性の積極的参画と女性役職者の登用促進	地域活動団体に対し、女性の積極的登用と女性役職者の登用促進について働きかけます。	男女共同参画課

基本的施策②

重点事項4

地域での支え合いによる子育て・介護支援等の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
75 IVに再掲	子育て支援拠点施設整備・運営事業	<p>3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。</p> <p>数値目標</p> <p>「単独型施設数」 ・10か所（24年度末）→10か所（30年度末）</p>	子育て支援課
76 IVに再掲	ファミリー・サポート・センター*の充実	<p>育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）から成る会員組織で、アドバイザーが、会員による相互援助活動の調整などを行います。</p> <p>数値目標</p> <p>「提供会員登録数」 ・845人（24年度末）→950人（30年度末）</p>	子育て支援課
84 IVに再掲	認知症サポーター養成事業	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる、認知症サポーターの養成を行います。</p> <p>数値目標</p> <p>「認知症サポーター養成数」 ・24,392人（24年度末）→40,000人（29年度末）</p>	高齢福祉課

87 Ⅳに 再掲	高齢者地域ケア・ネットワークの構築	地域福祉推進委員会との協力・連携の体制を築き、要援護高齢者の地域生活・日常生活を支援する地域ケア・ネットワークを構築します。 数値目標 「ネットワーク構築地区数」 ・27地区（24年度末）→47地区（29年度末）	高齢福祉課
新規 152	介護者サロン・カフェの増設	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを増設します。 数値目標 「①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施回数」 ・①26か所269回 → ①27か所550回 ②未実施 ②4か所 (24年度) (28年度)	高齢福祉課

基本的施策③

重点事項4

男女共同参画の視点に立った防災・環境等分野での安全・安心なまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
153	環境啓発の推進	6月5日の「環境の日」及び6月の「環境月間」を中心に、市報やホームページ、ポスター、看板などを活用して、環境保全に関する普及啓発を実施します。	環境総務課
		冷暖房でエネルギーを多用する夏と冬に、冷暖房に頼りすぎないライフスタイルを市民・事業者に対し、ポスター掲示で呼びかけるライフスタイルキャンペーンを実施します。	地球温暖化対策課
154	環境教育の推進	環境に関心を持つきっかけとなる場や機会を増やし、あらゆる年代の多くの人々が環境教育に取り組むことができるようにします。	環境総務課
155	市民参加型環境イベントの充実	市民、事業者、学校、行政などによる環境への取組に関するパネル展示や活動発表を行う「さいたま市環境フォーラム」を開催します。	環境総務課

156	自主防災活動の推進	<p>地域における自主防災組織の結成を促進することで、地域住民が男女を問わず防災に取り組み、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災体制を推進します。</p> <p>数値目標</p> <p>「自主防災組織の結成率」</p> <p>・ 89.2% (24年度末) → 95% (29年度末)</p>	防災課
157	女性消防団員の入団促進と活動環境の確保	<p>消防団員の確保及び昼間消防力低下などの対策の一環として、女性消防団員の入団を促進するとともに、活動しやすい環境を確保します。</p> <p>数値目標</p> <p>「女性消防団員数」</p> <p>・ 58人 (25年度) → 130人 (32年度末)</p>	消防総務課
158	福祉のまちづくりの推進	<p>高齢者、障害者などをはじめとするすべての市民が安心して生活し、だれもが心豊かに暮らすことができる都市の実現に向け、ハード整備の基準及びソフト面における「心のバリアフリー」を啓発します。</p> <p>数値目標</p> <p>「福祉のまちづくりモデル地区推進事業への女性参加率（児童・生徒以外）」</p> <p>・ 27% (24年度末) → 30%以上 (計画期間各年度)</p>	福祉総務課
159	交通バリアフリーの推進	<p>高齢者や障害者などの移動等の円滑化を図るため、鉄道駅を中心とした徒歩圏内におけるバリアフリー化を推進します。</p>	都市交通課
新規 160	避難場所運営における男女共同参画の推進	<p>避難場所運営マニュアル及び避難場所担当職員活動要領などに、災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。</p>	防災課
新規 161	自主防災組織における女性役員登用の促進・啓発	<p>自主防災組織の結成を促進するにあたり、出前講座などを通じ、女性役員の登用を啓発します。</p>	防災課

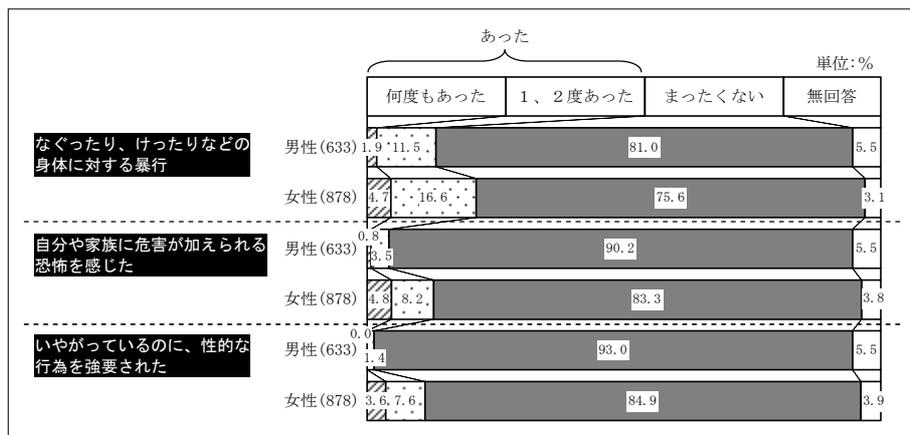
目標Ⅵ 女性に対する暴力のないまちづくり

配偶者等からの暴力や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント*など女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。また、市民意識調査や若年層に対して実施した意識・実態調査の結果から、配偶者や交際相手からの暴力の被害者の多くは女性であるものの、男性の被害者も存在することが明らかになっており、性別や年代を問わず市民全体に関わる重大な問題であることが分かります。

女性に対する暴力を未然に防ぐためには、暴力を容認しない社会的風土・風潮を醸成することが重要であるため、若年層をはじめあらゆる年齢層を対象とした予防啓発や教育・学習の充実に取り組みます。

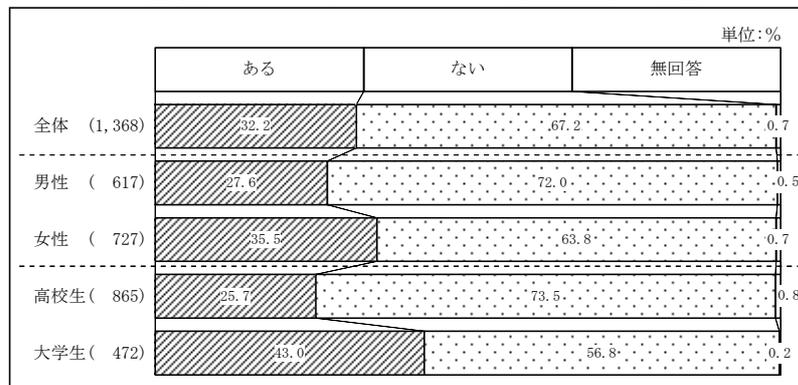
また、配偶者等からの暴力は潜在化しやすい特徴があることから、被害者の早期発見のためにも相談しやすい体制の充実とわかりやすい相談窓口の周知を行い、被害に遭ってしまった方に対しては、関係機関との連携を密にして保護から自立に至る切れ目のない支援を行います。

図表3-6 配偶者などからの被害経験



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

図表3-7 デートDVの被害経験の有無



資料：さいたま市若年層における交際相手からの暴力に関する意識・実態調査（平成22年3月）

施策の方向 1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点事項 5

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、情報提供や予防啓発の充実を図るとともに、犯罪抑止や防犯などの対策を行い安全・安心なまちづくりの実現に努めます。また、セクシュアル・ハラスメント*防止対策に継続して取り組みます。

基本的施策①

重点事項 5

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
162	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載などを実施します。	男女共同参画課
163	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
164	DV防止法の啓発	男女共同参画推進センターのホームページ、男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」、リーフレットなどを媒体として、DV*やDV防止法*の内容をわかりやすく周知します。	男女共同参画課

基本的施策②

重点事項 5

女性に対する暴力のない安全・安心なまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
165	性犯罪防止のための啓発	<p>性犯罪を含めた、女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマとした講座、講演会を開催します。</p> <p>数値目標 「講座等受講者の満足度」 ・ 79.9% (24年度末) → 90% (30年度末)</p>	男女共同参画課

166	地域と連携した防犯の推進	<p>地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。</p> <p>数値目標 「刑法犯認知件数」 ・ 14,643 件（25 年末暫定値） → 12,440 件（30 年末）</p>	交通防犯課
167	道路照明施設の設置及び維持管理	<p>夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。</p>	交通防犯課
新規 168	住民相談事業	<p>各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDV*などの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。</p>	市民総務課

基本的施策③

重点事項5

セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解と対策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
169	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	<p>職場におけるセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*防止に関する意識の啓発を図ります。</p>	男女共同参画課 労働政策課
170	市役所における防止体制	<p>職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発を行います。</p>	人事課
171	学校現場等における防止体制	<p>市立各学校・幼稚園に、セクシュアル・ハラスメント*防止委員会を組織し、また、マニュアルを作成して、セクシュアル・ハラスメントの防止やセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置ができるようにします。</p>	教職員課

基本的施策④

重点事項5

事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
172	セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の周知	職場におけるセクシュアル・ハラスメント*に関する事業主の配慮について周知を図るため、リーフレットなどの配布を行います。	労働政策課
173	セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供	セクシュアル・ハラスメント防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供します。	男女共同参画課

施策の方向 2

ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）

重点事項 5

配偶者等からの暴力（DV*）に係る被害者の早期発見に努め、相談体制や被害者の保護及び自立支援を充実させます。また、被害者の子どもに対しても就学支援や心のケアなどを行います。DVの防止から被害者の自立まで切れ目のない支援を実現するため、関係機関との連携・協力体制を整備・充実させます。

基本的施策①

重点事項 5

教育・啓発の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
174	市民への意識啓発	講座・講演会の開催、パンフレットの作成・配布などにより、市民への意識啓発を行います。	男女共同参画課
175	学校等における人権教育の推進	DVを未然に防ぐため、学校などにおいて、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育・研修などを促進します。	生涯学習振興課 人権教育推進室 高等看護学院
176	若年層における未然防止啓発の推進	DV及びデートDV*の予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。	男女共同参画課 生涯学習振興課 人権教育推進室

基本的施策②

重点事項 5

被害者の早期発見と相談体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
177	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。	男女共同参画課 児童相談所 子育て支援課
178	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、さらなる資質向上に努めます。また、DV防止法*に基づく配偶者暴力相談支援センター*を設置し、取組を強化します。	男女共同参画課 人権政策推進課 市民総務課

179	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	男女共同参画課 市民総務課 国際課
-----	------------	--	-------------------------

基本的施策③

重点事項5

被害者の保護と自立支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
180	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。	男女共同参画課 子育て支援課
181	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。	男女共同参画課 区政推進室 全庁
182	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。	男女共同参画課 消費生活総合センター 子育て支援課 保護課 住宅課
183	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うこととおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。	男女共同参画課

基本的施策④

重点事項5 子どもへの支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
184	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。	男女共同参画課 子育て支援課 学事課
185	子どもの心のケア	家庭でDV*を目撃したり、虐待を受けるなどして傷ついている子どもの心とからだのケアを行います。	こころの健康センター 指導2課

基本的施策⑤

重点事項5 関係機関等との連携協力

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
186	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催します。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。	男女共同参画課
187	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。	男女共同参画課
188	調査研究の推進	市民意識調査、デートDV*意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。	男女共同参画課
189	苦情の適切・迅速な処理	被害者から、職員の職務の執行に関して苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速に処理し、対応の向上を図るよう努めます。	男女共同参画課
190 VIIに 再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課

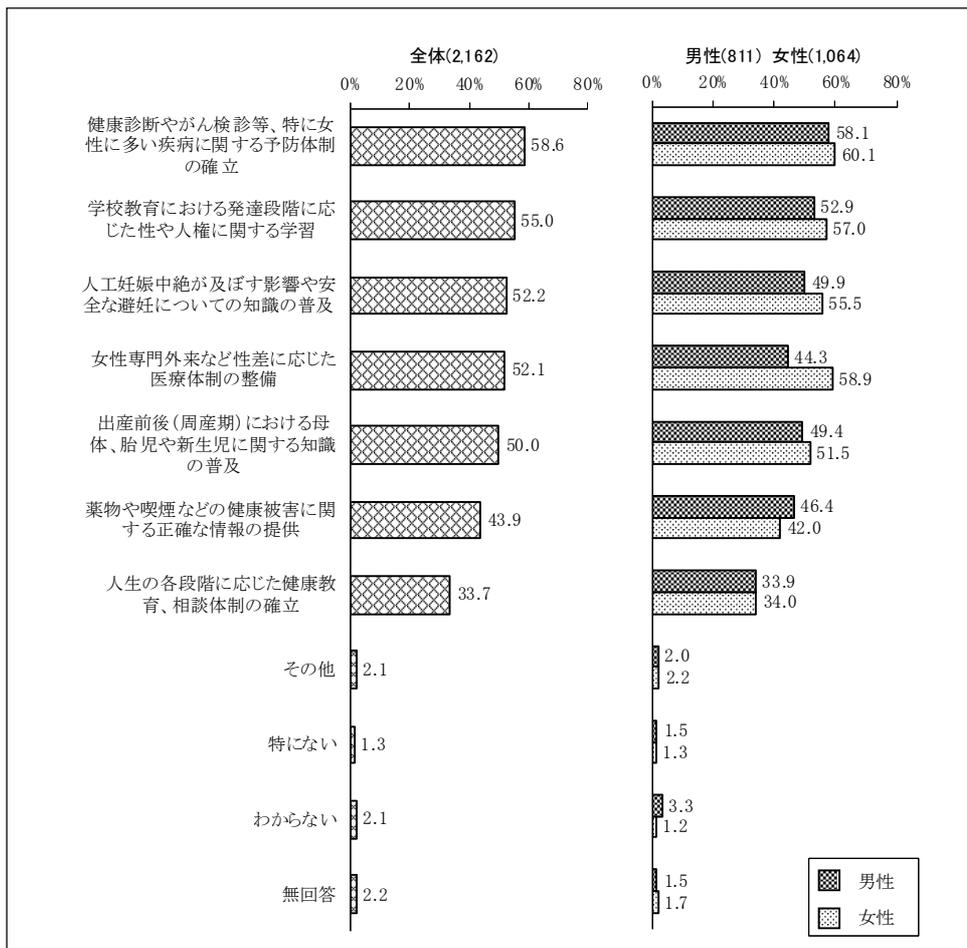
目標Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手への思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階で健康上の男性との違いがあり、また、疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持増進のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。

発達段階に応じた適切な性教育をはじめ、適正な時期に健康相談の実施や健康診査・指導を行うほか、特に妊娠・出産期には、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、支援体制の充実を図ります。

また、市民が生涯を通じて心身ともに健康であるために、「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに関わることができる環境を整備します。

図表 3-8 女性の生涯を通じた健康を考える上で重要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

施策の方向 1

男女が互いの性を理解・尊重するための啓発

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）をはじめとした、性に関する正しい認識と理解を深めるための教育、学習機会の充実を図ります。

基本的施策①

性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
191	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）をテーマとした講座・講演会を開催します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">数値目標</div> 「講座等受講者の満足度」 ・ 79.9%（24年度末）→ 90%（30年度末）	男女共同参画課
192	性に関する教育の充実	児童生徒に対する発達段階に応じた性に関する教育を実施するため、性教育をはじめとする健康教育に関する啓発ビデオの貸出しを行います。	健康教育課
		教育カリキュラム及び生徒指導のなかで、性やジェンダー*に関する教育を充実させます。	高等看護学院
193	女性のための健康講座	女性特有の病気や心の問題をテーマとする講座を開催します。	男女共同参画課

施策の方向 2

男女の生涯にわたる健康づくり

男女がともに、生涯にわたりライフステージに応じたからだところの健康管理・保持増進を図れるよう支援します。また、妊娠・出産などに関する健康管理、生涯にわたるスポーツ活動を支援します。

基本的施策①

生涯を通じた健康づくりの支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
194	各種健康診査の受診促進	生活習慣病・がんなどの疾病を予防・早期発見するために各種健康診査実施に関する受診勧奨を行い、周知を図ります。	国民健康保険課 地域保健支援課
195	乳がん・子宮がん等の検診の実施	がんの早期発見・早期治療等を図るため、各種検診を実施します。 数値目標 「乳がん検診、子宮がん検診の受診率」 ・乳がん 22.2% → 50.0% ・子宮がん 30.4% → 50.0% (24年度) (28年度)	地域保健支援課
196	特定保健指導の実施	特定健康診査の結果、生活習慣改善が必要となった方に特定保健指導を行い、生活習慣病有病者・予備群の減少を図ります。 数値目標 「特定保健指導実施率（法定報告値）」 ・32.9%（24年度）→ 60.0%（29年度）	地域保健支援課
197	生活習慣病予防相談の実施	市民が自らの健康への理解を深め、健康の保持増進を図るため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。	地域保健支援課
198	各種保健講座の開催	歯科教室や生活習慣病予防などの教室を開催して、正しい知識の普及を図ります。	地域保健支援課

基本的施策②

妊娠・出産・育児に関する健康支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
199	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊娠した方に対して、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査を一部公費負担します。また、児の疾病の早期発見、健全育成及び保護者への育児支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	地域保健支援課
200	周産期母子医療センター体制の充実	妊産婦、胎児から新生児へ一貫した高度の医療を提供できる地域の中心的役割を果たす施設を維持します。	市立病院庶務課
201	不妊治療支援事業	不妊カウンセラーによる不妊専門相談（面接）や、不妊相談専用電話において、不妊・不育の相談を行います。また、特定不妊治療費の一部助成を行います。	地域保健支援課
202	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。	地域保健支援課
190 VIに 再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課

基本的施策③

からだところに関する相談等の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
203	女性のための心の健康相談	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施します。	男女共同参画課
204	学校教育相談員による相談の充実	市立全中学校のさわやか相談室、市立教育相談室などにおいて、スクールカウンセラーやさわやか相談員をはじめとする専門の相談員などが、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行います。	指導2課

205	子どもの精神 保健相談室	市内の小学校高学年から中学生・家族を対象に、心 の問題に関する様々な相談に応じ、必要な際は、関 係機関と連携を図り、ケースカンファレンス*や助 言指導を実施します。また、不登校などの子ども向 けのグループや親の会、機能不全家族*（依存症・ DV*・虐待など）で育つ子ども向けの心理教育プ ログラムなどを実施します。	こころの健康 センター
新規 41 Ⅱに 再掲	うつ病家族教 室・うつ病家 族ゼミナール	「うつ病家族教室」及び「うつ病家族ゼミナール」 を開催し、うつ病とその周辺疾患に関する知識や家 族の対応について普及啓発を行います。	こころの健康 センター

基本的施策④

生涯にわたるスポーツの活動支援

事業 番号	推進事業	事業内容	所管課
57 Ⅲに 再掲	女性スポー ツ指導者の 育成	地域においてスポーツの指導及び連絡調整の役割を 担う「スポーツ推進委員」について、女性の積極的 な登用を行います。 数値目標 「女性スポーツ推進委員の比率」 ・37.1%（25年度）→42%（30年度末）	スポーツ振興課

施策の方向 3

性と健康をおびやかす問題への対策

性感染症や薬物乱用など、性と健康をおびやかす問題についての情報提供や教育と啓発を推進します。

基本的施策①

性感染症防止対策

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
206	性感染症に関する情報提供・相談事業	市民からの性感染症に関する相談に対応し、適切な情報提供を行います。	疾病予防対策課
207	HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	疾病予防対策課
208	HIV/エイズ・性感染症の健康教育の推進	養護教諭などが行うHIV/エイズ・性感染症に関する健康教育に必要な資料などの提供を行います。	疾病予防対策課

基本的施策②

健康をおびやかす問題についての教育と啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
209	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立小・中・高等学校において、「薬物乱用防止教室」を開催するよう指導し、児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることができるようにします。 数値目標 「市立中・高等学校における薬物乱用防止教室開催数」 ・61校（24年度末）→ 427校（30年度末）	健康教育課
210	関係機関との連携による薬物乱用防止の広報・啓発活動	埼玉県鴻巣保健所及び埼玉県鴻巣保健所管内薬物乱用防止指導員協議会との連携による薬物乱用防止の啓発活動のため、キャンペーンや薬物乱用防止アイデア募集などの啓発活動を行います。	環境薬事課

目標Ⅷ 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

わが国の男女共同参画施策については、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に関する動きと連動した形で進められており、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法*」の国内法、及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」の理念を踏まえて制定されています。また、条例では、「男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行わなければならない。」と定めています。

このため、男女共同参画施策を進めるにあたって、国際的な動向を注視するとともに、国際的規範・基準をはじめとする国際的情報の提供や学習機会の充実を図ります。

図表 3-9 国籍別外国人数（さいたま市）

※各年4月1日現在（単位：人）

	性別	中国	韓国及び 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	米国	タイ	その他	総数
平成24年	女性	4,311	2,012	1,505	179	266	130	258	928	9,589
	男性	3,117	1,606	324	192	371	231	69	1,557	7,467
	合計	7,428	3,618	1,829	371	637	361	327	2,485	17,056
平成25年	女性	4,191	1,877	1,472	124	320	123	255	1,024	9,386
	男性	3,095	1,538	292	157	440	234	61	1,513	7,330
	合計	7,286	3,415	1,764	281	760	357	316	2,537	16,716

資料：さいたま市区政推進室 ※その他には無国籍を含む

施策の方向 1

男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進

国際社会における男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。また、国際理解・国際交流を進めるため、講座や学校教育などにおいて交流を充実させます。

基本的施策①

国際理解・交流活動の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
211	国際社会への理解を深めるイベント・講座等の開催	市民を対象に国際友好フェアや外国人スピーチ大会を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課
		漫画文化の普及のために、国内・海外の漫画家から漫画を募集し作品を展示する「国際漫画フェスティバル」を開催します。	文化振興課
212	姉妹都市との交流事業の促進	海外姉妹友好都市と、市民訪問団・スポーツ少年団の相互派遣を行います。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課
213	NPO/NGOとの協力・連携	NGO・NPO団体と協力・連携し、市民が参加できるイベントなどを開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課
214	ホストファミリー登録制度の充実	市民ボランティアによるホストファミリー登録制度を運営します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」委託事業	国際課
新規 215	外国人市民懇話会の開催	市内在住外国人市民の市政への参加推進や諸問題に対する要望や意見などについて話し合います。	国際課

基本的施策②

国際理解教育の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
216	国際理解・平和に関する講座の開催	国際理解・平和に関する講座を開催します。	生涯学習総合センター・公民館
217	姉妹校等交流の推進	市立小・中・特別支援学校が行う、海外の学校との手紙や児童生徒の作品などの交換、生徒の派遣・受入などの交流を支援します。	指導1課

施策の方向 2

男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

男女共同参画に関する関係条約、国際的情報の提供を行うとともに、周知を図るための学習機会を充実させます。また、国際的規範・基準を重視し、積極的に取り入れます。

基本的施策①

国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
218	世界の女性の問題に関する情報提供	世界の女性を取り巻く問題や現状を知るための情報収集・提供を行います。	男女共同参画課
219	国連等世界の動きに関する学習機会の充実	国連など、世界における男女平等の国際的規範、女性の問題や現状をテーマとした講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
新規 220	国際理解講座の開催	海外の習慣や文化などの違いについて理解を深めるための講座を開催します。	国際課

目標Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

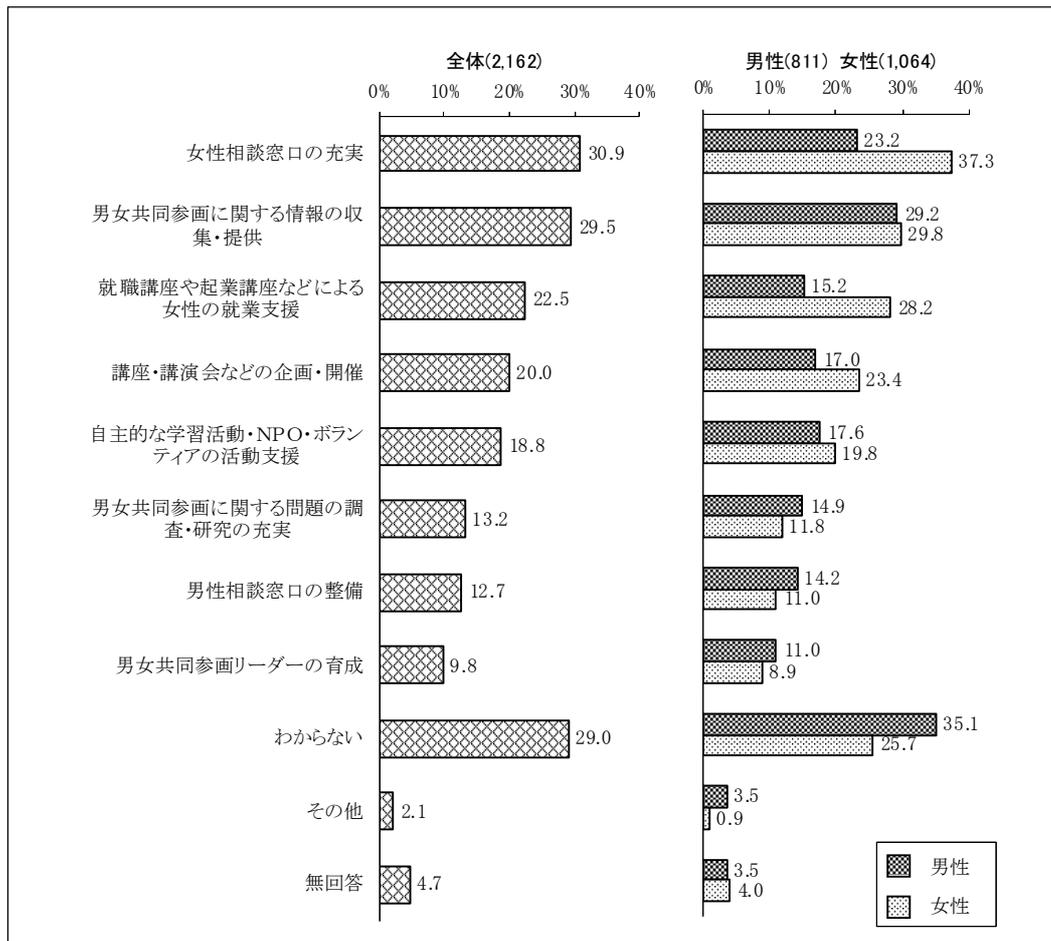
男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において広範にわたる取組を行う必要があります。また、それらの取組は、行政機関のみならず、市民、事業者と連携し、協働して取り組まなければなりません。

さいたま市では、「男女共同参画推進本部」を中心に推進体制の強化を図り、ジェンダー統計*などを十分に活用しながら、全庁を挙げて総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

また、男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）」では、各種相談事業のほか、講座や講演会の開催、情報の収集・提供、各種団体の交流支援など様々な事業を展開していますが、施設利用の一層の促進のため、市民ニーズを的確に捉え、市民、NPO、企業等の事業者や地域で活動する諸団体と連携し、機能の充実と積極的な展開を図ります。

市民意識調査の結果では、「男女共同参画推進センター」に期待する事業として、「女性相談窓口の充実」、「男女共同参画に関する情報の収集・提供」などの回答が多くなっています。

図表3-10 男女共同参画推進センターに期待すること



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

施策の方向 1

推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進

市の推進体制を充実させるとともに、施策の実施状況を毎年確認し、「年次報告書」として公表することで、全庁的な取組の推進と計画の進行管理を行います。また、市民・事業者との連携の推進を図ります。

基本的施策①

推進体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
221	男女共同参画推進協議会の運営	男女共同参画のまちづくりの推進に関して、学識経験者、関係団体代表者、市民代表者、関係行政機関などそれぞれの立場から、市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項について調査・審議します。	男女共同参画課
222	男女共同参画推進本部会議・幹事会の開催	男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織である本部会議を開催し、男女共同参画に関する事項を審議し、全庁的な推進を図ります。	男女共同参画課
223	「年次報告書」の作成と公表	男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。	男女共同参画課

基本的施策②

苦情の申出・処理体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
224	苦情処理制度の充実	男女共同参画施策に対する苦情の申出を処理する制度について、広く市民などが利用できるよう周知を図るとともに、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。	男女共同参画課

基本的施策③

市民・事業者との連携の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
148 Ⅴに 再掲	NPO・ボランティア等の活動への参加促進	NPO・ボランティア団体などと連携した講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
		市民活動サポートセンターにおいて、市民活動団体やこれから市民活動を行おうとしている市民に対し、活動や交流の場及び学習の機会の提供や各種情報の発信等を行うことにより、市民活動の支援を行います。 数値目標 「市民活動サポートセンター利用登録団体数」 ・1,471 団体 (24 年度末) → 1,971 団体 (29 年度末)	コミュニティ推進課 市民活動支援室
30 Ⅱ・Ⅲ ・Ⅴに 再掲	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 数値目標 「協議会の新規加盟団体数」 ・10 団体 (30 年度末)	男女共同参画課
225	事業者との連携	男女共同参画推進センターにおいて、事業者と連携し、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*に関する講座・講演会を開催します。	男女共同参画課

施策の方向 2

男女共同参画推進センター機能の充実

市民の認知度向上と各種事業の充実を図ります。また、市民・NPO・企業などの事業者や地域団体との連携・協働を促進します。

基本的施策①

男女共同参画推進センター事業の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
226	相談事業の充実	様々な悩みを抱えている方からの相談をとおして、性別にとらわれず自分らしく生きていけるように対応します。	男女共同参画課
新規 227	「男女共同参画相談室」の設置	相談機能の充実のため、「男女共同参画相談室」を新たに設け、女性の悩み相談事業に加え、配偶者などからの暴力に関する被害者支援など、男女共同参画社会の実現を目指した事業を推進します。	男女共同参画課
228	情報収集・提供事業の充実	男女共同参画推進センターなどにおいて、男女共同参画に関する図書、行政資料などの情報を収集・提供します。	男女共同参画課
147 Vに再掲	団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けた支援の充実を図るとともに、男女共同参画推進センターでの活動を支援します。	男女共同参画課
5 I・IIに再掲	男女共同参画に関する調査・研究	ジェンダー統計*、ディーセント・ワーク*などをはじめとした男女共同参画に関する問題についての調査・研究を実施し、施策や男女共同参画推進センターで開催する講座等に活用します。	男女共同参画課
229	事業検討委員会の設置	男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見を事業に反映します。	男女共同参画課
8 I・IIに再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課

基本的施策②

関連機関との連携

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
230	関連機関に関する情報提供	国・埼玉県・近隣市などの男女共同参画関連施設での事業などの情報を収集・提供します。	男女共同参画課
231	関連機関との連携	埼玉県や市内外の男女共同参画関連施設、機関やNPOなどの団体と連携を図り、情報交換などを行います。	男女共同参画課